

財務規程の実施に関し必要な事項について

財務規程第 10 条の規定に基づき、この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めることとなっているため、以下について諮るものである。

1 新年度予算の議決前の軽微な予算執行について

次のとおり取り扱うこととする。

①会長は、新年度予算の議決前であっても、緊急かつ軽微な歳入歳出予算の執行については、事務局長に専決させができるものとする。

②会長は、これにより歳入歳出予算の執行をしたときは、直近の会議に報告することとする。

③この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

【参考】

糸魚川市地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、糸魚川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出納の閉鎖時期)

第2条 協議会の会計年度ごとの出納は、翌年の5月31日をもって閉鎖するものとする。

(予算)

第3条 協議会の予算は、糸魚川市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長は、協議会の運営もしくは、事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が発生するおそれがあり、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとときは、補正予算を調製し処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算科目)

第5条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

(予算執行)

第7条 会長は、歳入歳出予算の執行について、事務局長に専決させるものとする。

2 予算執行の手続きは、適正に処理しなければならない。

(出納員、出納及び現金等の保管)

第8条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 会長は、事務局員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。
- 3 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他会計事務の手続きについて適正に処理しなければならない。
- 4 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、糸魚川市の例により行うものとする。

- 2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

別表（第5条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費